

「自己責任と平等の連関」

1. 要約

今回は、自己責任と平等との関係、すなわち責任主義は平等を実現するかについて「自己責任」の意義を問いつつ、考える。

(1) 盛山和夫 2004 「福祉にとっての平等理論—責任—平等主義批判—」

◆要約

一般に、福祉の思想は平等主義と結びついていると考えられている。しかし、本当に平等主義は福祉というより一般的な社会的価値にかなうものなのか。

たしかに、「責任のあるものについては責任を問い、責任のないものには問うべきではない」とする責任主義はあらためてその理由を問う必要のない、当然の道徳理論のように思える。そして、責任主義を自明の理とし、そこから平等化を導く責任—平等主義もまたその正当性に疑いはないとも思える。しかしながら、責任主義は誤りである。したがって、責任—平等主義も成り立ち得ない。なぜなら、責任主義は自由意志に基づく、自発的選択の結果たる「責任」と自分自身ではコントロールしえず、したがって責任の対象とならない「運」の区分の客観性を前提とするものであるところ、そのような明確な区分は不可能であるからである。すなわち、「責任」とは客観的に存在するものではなく、道徳的判断の内部で決められる制度的な概念に過ぎないのである。

さらに、ある道徳理論を自明の理とし、そこから論理的な演繹にしたがって制度的構造の正しいあり方を導く基礎づけ主義は、公理主義的で帰結を無視する。そのため、典型的に基礎づけ主義的である、責任—平等主義も、平等化すべきものとそうでないものとを分かつ議論に終始し、責任—平等主義が現実に行われた場合の帰結としてスティグマや強制の危険が生じることを看過している。

このように、責任の有無が客観的に同定できない以上、責任主義は誤りであり、責任—平等理論は根本的に成り立ちえない。さらにスティグマや強制の危険をも含むものである。したがって、福祉が社会の構成員全体にとって公共的価値を実現化することにかかわるものである以上、このような危険が存在する責任—平等主義がその基盤になりえるはずがない。すなわち、福祉の思想は平等主義とは結びつかず、むしろ対立する理論といえる。

(2) 瀧川裕英 2001 「自己決定と自己責任の間」

◆要約

「自己決定」とは、「自己の事柄に関して、自ら決定すること」であり、「自己責任」とは、「自己の決定の結果に対して、自ら責任を負うこと」である。常識的な理解では、この2つ

は「自業自得」の観念を背景に連続した同質のものとして捉えられるが、これらは明らかに別の概念である。

自己決定の意義として、道具的価値、成長的価値、象徴的価値の3つの価値を挙げることが出来る。道具的価値は、本人のことは本人に決定を委ねる自己決定が、各人の幸福を達成するための手段・道具として最も効率的である、ということである。成長的価値とは、人は自己決定することによって成長することができるということ、象徴的価値とは、他人ではなくその人自身が決定したということが結果には還元できない価値を持つ、ということである。

これら3つの意義のうち成長的価値・象徴的価値の2つは、自己決定に固有の価値であり、自己責任はこの価値を共有してない。また、過重な自己責任は、過ちから学んでやり直すという成長の機会を奪うことがある。この点で、自己決定と自己責任は矛盾してしまう。

よって、自己決定と自己責任の間には断絶がある。自己決定を尊重しつつ、自己責任の限界を認識することが重要である。

2. 引用

(1) 盛山和夫 2004 p.198 L.6~

この実践的に遂行されている日常道徳理論にとっては、責任の同定はもはやそれ以上遡る必要のない根拠として機能する。このため、この日常一次理論を生きる理論家たちは学知としての道徳理論もそれと同じ構図を利用しようと考えた。それ以上問うことのできない、あるいは問う必要のないものとして「責任」なるものが存在すると考えたのである。しかし、それは錯誤である。本当は「責任」なるものは日常的道徳理論がその内部で創り出したものであって、その外部に根拠を持つものではない。

責任—平等理論が依拠しているも「責任」も同じである。この理論はあたかも自らの努力性向に責任があるかないか、自らの選考に責任があるかないか、などが何か客観的に同定できるものだと考えている。社会的世界の内部を環境と自己責任の境界線で区分することが何か客観的に可能だと思っている。しかし幻想に過ぎない。したがって、責任の有無を同定し、それに基づいて、責任のないところあるいは等しい責任のところへ平等をという基礎付け主義は根本的に成立しようがないのである。

平等主義は人々の平等化を求めため、ときに個人の自由と衝突する。この場合、自由を制限し平等を達成するのであれば、それには根拠が必要である。この点について、筆者は、平等主義を責任主義から、基礎付け主義的な論理によって理由付けることは不可能であると主張する。つまり、「なぜ、平等でなければならないのか」との問いに対して、責任主義から直ちに答えを導くことはできない。なぜなら、責任は何か客観的に同定される存在から導かれるのではなく、制度的な道徳的判断の中で「どこに誰の責任を帰するか」を決めているにすぎず根拠足りえないから、と

(2) 瀧川裕英 2001 p. 35 2段落 L. 10~

自己責任が魅力的にみえるのは、自己責任を越えた価値内容をもつ自己決定と連続しているようにみえるからである。

「自己決定」と「自己責任」を連続的に捉え、自分のした行為の報いは自分が受けなければならぬ、というのが、「自業自得」である。これは一見、合理的で正しいように思われる。自己決定の価値については前に述べた通りである。自己責任の中心的価値は効率(自己決定の道具的価値と同一)であるが、これは唯一の価値でも、最も重要な価値でもない。さらに、自己責任には、現代のリスク社会では自由を保障出来ない、また、過失がある人は差別されて当然だという、差別の助長につながるような側面をも持つ。つまり、自己責任を自己決定と断絶して単独で見れば決して魅力的ではない。連続的に見るから、自己決定の価値があたかも自己責任の価値でもあるように思われるに過ぎないのである。

3. 問題の定式化

(1) 今まで自業自得で責任をとったことと周りに責任をとってもらったことどちらが多いですか。

(2) 子供の自己決定で他人に与えた損害を親が代償することは、子供にとってはどうか。

(3) 平等化はいかなる場合にどの程度必要か。

盛山氏によると、責任の有無で平等すべきか否かを判断することは何らかの一元的価値尺度を不運の被害者に強制するものであり、妥当でないとする。

では、どのように平等かすべき場合とそうでない場合を判断すべきか。また、どのように平等化すべきか。

例えば①障害を負っているため就労不可能な人と健康で就労可能な人を平等化し就労不可能な人に対し、毎月同額の給料を払うこと。②足が遅い人と速い人とを平等化して全員に等しくオリンピックに出場する機会を与えること③金銭的に恵まれない家庭に生まれたため大学にいけない人と、裕福な家庭に生まれたため大学にいける人とを平等化するため大学をなくすこと。などは許されるか。

(4) 臓器移植くじ

先天的に腎臓機能に障害がある者は健常者と比べて不「運」といえる。そこで、これらの者を救うべく、臓器移植くじ(全国民を対象とし、当たった者はこれらのものに腎臓を片方提供しなくてはならない。すべての人が同じ確率であたりその確率は腎臓に障害を負って生まれてくる確率より高くなることはない。)を導入することは認められるか。

- (5) 「たばこを吸うことは自由である。しかし、たばこが原因で病気になった場合それは自己責任である。よって、治療代はその人個人が全額負担すべきであり、医療保険の対象外とする」考えは妥当か。